

泡消火剤の使用に伴う PFOS・PFOA の 環境中への排出について、情報提供をお願いします

令和5年2月1日に、PFOS、PFOA、アニリン及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸の4物質が、水質汚濁防止法の「指定物質」に追加されました。これらの物質のうち、PFOS・PFOA は、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その排出の実態をできる限り把握し、適切なリスク管理を行っていくことが重要です。

PFOS・PFOA は、既に製造及び輸入等が禁止されていますが、これらを含む泡消火剤として今なお貯蔵施設等に残存しています。

つきましては、PFOS・PFOA の環境中への排出について、事故による漏えいのほかに、消火活動で泡消火剤を使用した場合にも、以下のとおり県への情報提供をお願いします。

電話による通報の後、電子メール等で御報告ください。

1 提供いただきたい情報

- (1) PFOS・PFOA を含有する泡消火剤を使用した日時
- (2) PFOS・PFOA を含有する泡消火剤を使用した場所
- (3) PFOS・PFOA を含有する泡消火剤の製品名、PFOS・PFOA の含有量又は含有率
(製品の種類によっては、含有量が明らかでないものがあります。)
- (4) PFOS・PFOA を含有する泡消火剤の使用量及び環境中への排出量
- (5) 排出先の河川等の周囲の状況
(例:泡消火剤の拡散の状況、河川の水の色、生息する魚類の生死状況等)
- (6) 関係者の連絡先

2 情報提供先

愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課 水・土壌規制グループ

電話 052-954-6222(ダイヤルイン)

メール mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

※ 水質汚濁防止法政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市)においては、各市の環境担当課に御連絡ください。

※ 公設消防が使用した分については、事業者から情報提供いただく必要はございません。

※ 貯蔵施設等の破損その他の事故によりPFOS・PFOAを含む泡消火剤が漏えいした場合は、他の指定物質と同様に、直ちに漏えい防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに裏面の連絡先に連絡の上、事故の状況等を届け出てください。

(参考)水質汚濁防止法第 14 条の2の規定による事故時の措置の届出先

工場又は事業場の所在地	連絡・届出先
豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局 県民環境部 環境保全課 〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 0532-35-6112
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課 〒441-1365 新城市字石名号 20-1 0536-23-2117
犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町	尾張県民事務所 環境保全課 〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 052-961-7254(環境保全第一グループ)
瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	同上 052-961-7255(環境保全第二グループ)
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所 環境保全課 〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 0567-24-2131
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	知多県民事務所 環境保全課 〒475-8501 半田市出口町 1-36 0569-21-8111(代表)
西尾市、幸田町	西三河県民事務所 環境保全課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 0564-27-2875(環境保全第一グループ)
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	同上 0564-27-2876(環境保全第二グループ)
みよし市	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 〒471-8503 豊田市元城町 4-45 0565-32-7494

※ 水質汚濁防止法政令市(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市)においては、各市の環境担当課に届け出てください。